

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年8月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2400042 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 2400008 号

第1 結論

平成元年*月及び同年*月の請求期間、同年*月から同年*月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成元年*月及び同年*月
② 平成元年*月から同年*月まで

私が 20 歳になった平成元年*月頃に、母親がA市B区役所の窓口で私の国民年金の加入手続を行い、請求期間①及び②の国民年金保険料については、母親が請求期間①及び②当時に同区役所の窓口で納付したと思う。

請求期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20 歳になった平成元年*月頃に、母親がA市B区役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、請求期間①及び②の国民年金保険料については、母親が請求期間①及び②当時に同区役所の窓口で納付したと思う旨主張しているところ、これらを行ったとする母親は、既に亡くなっており、証言を得ることができない上、請求者は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者から提出された年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号(*)の前後の番号が付与された被保険者の資格取得日等から、平成 2 年 11 月頃と推認され、請求者の主張する国民年金の加入手続時期と一致しない。

さらに、請求期間①及び②の国民年金保険料については、母親が、請求期間①及び②当時に納付したと思う旨主張しているが、前述の推認される加入手続時期まで請求者は国民年金に未加入であり、制度上、当該期間当時に、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、請求者の主張のとおり、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、請求者に前述の国民年金手帳記号番号のほかに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必

要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、請求者が請求期間①及び②当時に居住していたとするA市B区は、請求者に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保管していない旨回答している。

そのほか、母親が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、母親が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2400046号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第2400009号

第1 結論

平成23年4月から同年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

平成24年7月から平成25年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

平成25年5月から同年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

平成25年11月から平成26年7月まで及び平成27年3月の請求期間については、国民年金保険料を重複して納付した期間として認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年4月から同年11月まで
② 平成24年7月から平成25年1月まで
③ 平成25年5月から平成26年7月まで
④ 平成27年3月

請求期間①について、国の記録では、国民年金の法定免除期間となっているが、当該期間の国民年金保険料については、口座振替で納付していたので、調査の上、当該期間を国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正してほしい。

請求期間②について、国の記録では、国民年金の法定免除期間となっているが、当該期間の国民年金保険料については、遡って納付したと思うので、調査の上、当該期間を国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正してほしい。

請求期間③について、国の記録では、平成25年5月から同年10月までは国民年金の法定免除期間、同年11月から平成26年7月までは国民年金の追納期間となっているが、平成25年5月にA市B区役所で生活保護受給の廃止手続を行い、同時に国民年金の支払手続を行った。当該期間の国民年金保険料については、平成25年5月から平成26年3月までは口座振替、同年4月から同年7月までは納付書で納付していたので、調査の上、平成25年5月から同年10月までの期間については、国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正し、同年11月から

平成 26 年 7 月までの追納した期間については、保険料を還付してほしい。

請求期間④について、国の記録では、国民年金の追納期間となっているが、当該期間当時、国民年金保険料を納付していたので、当該期間については、保険料を還付してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、国の記録では、国民年金の法定免除期間となっているが、当該期間に係る国民年金保険料を、口座振替により納付した旨主張している。

しかしながら、請求者から、金融機関名等についての回答及び陳述を得ることができない上、請求者に係るオンライン記録における口座振替情報記録においても、当該期間に係る口座振替に関する情報の記載はないことから、納付状況について確認することができない。

請求期間②について、請求者は、国の記録では、国民年金の法定免除期間となっているが、当該期間に係る国民年金保険料を、遡って納付した旨主張している。

しかしながら、請求者から、納付場所、納付方法等についての回答及び陳述を得ることができないことから、納付状況について確認することができない。

請求期間③について、請求者は、国の記録では、平成 25 年 5 月から同年 10 月までは国民年金の法定免除期間、同年 11 月から平成 26 年 7 月までは国民年金の追納期間となっているが、平成 25 年 5 月に A 市 B 区役所で生活保護受給の廃止手続を行い、同時に国民年金の支払手続を行ったため、当該期間のうち、同年 5 月から平成 26 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料については、口座振替で納付した旨主張している。

しかしながら、請求者に係るオンライン記録における口座振替情報記録において、当該期間に係る口座振替に関する情報の記載はない上、請求者から提出された C 銀行 D 支店が発行した預金取引明細表（流動性）（写）によると、平成 25 年 11 月 21 日から平成 26 年 9 月 29 日までの期間において、国民年金保険料が振り替えられていない上、平成 25 年 11 月 20 日以前の入出金記録は、照会日（令和 5 年 11 月 21 日）から 10 年を超えていることから、預金取引明細表を取得することができず、平成 25 年 5 月分から平成 26 年 3 月分までの保険料の納付について確認することができない。

また、A 市 B 区役所は、請求期間③当時の国民年金の手続に係る資料については、保管していない旨回答及び陳述している。

さらに、請求期間③のうち、平成 26 年 4 月から同年 7 月までの期間に係る国民年金保険料については、納付書により納付した旨主張しているが、請求者から、納付場所等についての回答及び陳述を得ることができないことから、納付状況について確認することができない。

請求期間④について、請求者は、国の記録では、国民年金の追納期間となっているが、当該期間に係る国民年金保険料を、当該期間当時、納付した旨主張している。

しかしながら、請求者に係るオンライン記録によると、請求期間④の保険料の口座振替は、委託者都合による振替停止となっていることが確認できる上、請求者から提出された C 銀行 D 支店が発行した預金取引明細表（流動性）（写）によると、当該期間に係る国民年金保険料が振り替えられた記録はないことから、納付状況について確認することができない。

2 請求期間①、②、③及び④については、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期である上、平成14年4月以降は、保険料の収納を国が一元的に行うこととされたことを踏まえると、当該期間に係る年金記録の過誤が生じることは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2400067 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400025 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 8 月 5 日から同年 9 月 5 日まで

私は、A社に昭和 63 年 8 月 5 日に入社し、給与所得の源泉徴収票にもその旨記載されているが、厚生年金保険の被保険者記録において、同社に係る資格取得年月日は同年 9 月 5 日となっており、請求期間に係る被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された昭和 63 年分給与所得の源泉徴収票及び複数の同僚の回答により、請求者は、請求期間において、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、オンライン記録において確認できる請求者の被保険者記録により計算した社会保険料の金額とおおむね一致することから、請求期間の厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、A社の後継会社であるB社の事業主は、請求者のA社に係る賃金台帳及び源泉徴収簿を保管しておらず、請求期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主が請求者に支払った給与から控除したか否かについては、不明である旨回答している。

さらに、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における資格取得年月日は、昭和 63 年 9 月 5 日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを認めることはできない。